

審査の結果の要旨

こはま たける
氏 名 小濱 武

本研究では、戦後アメリカ統治期(1945～1972年)の沖縄における経済政策が、沖縄のみならず、アメリカ及び日本の政策課題によって規定されていたという側面に着目し、当該期における沖縄の食糧米政策の展開過程を検証した。それによって、アメリカや日本との政治的影響力の下におかれた琉球政府の性格を分析した。アメリカ統治期を5つに時期区分して、それぞれの時期を特徴づける琉球政府の食糧米政策を以下のように明らかにした。

第1章では、終戦から1958年までの時期を対象とした。終戦直後の軍政府による食糧米配給政策の後、食糧行政の権限は琉球政府に移管された。統治コストの節減や「自由化体制」(資本と貿易の自由化)の下での経済開発を目指すUSCAR (United States Civil Administration of the Ryukyu Islands)の意向を反映して、琉球政府は、食糧米を取り扱う指定業者の枠を1社から3社に拡大した。ただし、琉球政府は自給部分の維持を求めており。指定業者の枠の拡大に対して慎重な態度であった。

第2章では、1959年に成立した米需法(米穀需給調整臨時措置法)の制定過程とその運用過程を分析した。アメリカ主導の「自由化体制」の下では、食糧米の価格を引き下げるとは、沖縄内の資本蓄積を促進し、かつアメリカの沖縄統治コストを節減するという点で重大な課題となった。1950年代後半には、国際食糧米需給の緩和を背景として、沖縄内に高品質米が輸入されるようになり、島産米の価格低下の原因となった。琉球政府は、稲作農家の保護を目的として島産米の価格支持政策を構想したが、「自由化体制」による経済開発を推したUSCARの意向と対立するものであった。結果として成立した米需法は、USCARの政策課題にも配慮した妥協的な制度となった。

第3章では、1963年の「自由化」に至る政治過程と、それを受けた琉球政府食糧米政策の転換の実相について分析した。加州米の沖縄への輸出拡大というアメリカ商社の意向を受けてUSCARが加州米の輸入増大を琉球政府に求めたことを直接の契機として、琉球政府は、1963年に「自由化」=米需法の統制緩和へと転換した。これは、日本政府による沖縄産糖に対する保護政策の本格化を受け琉球政府内で構想されたサトウキビ作を中心とする農業構造の形成という課題と整合的な性格を持った。

第4章では、1966～1969年における稲作振興法と米穀管理法の制定過程及び運用過程を分析した。琉球政府は、沖縄での米穀生産の減少を受けて、米需法に代わり、より強度の高い島内稲作保護制度を構想した。その結果、価格政策と生産力政策の両面を含む島内稲

作保護政策である稲作振興法を策定した。他方で、外米の価格や流通の管理については「自由化」を継承した米穀管理法が別に制定された。外米に課徴金を課し、それを財源として島産米の価格支持を行った。

第 5 章では、1970 年に開始された本土米供与が実施に至るまでの政治過程と、「復帰」を前提とした琉球政府の食糧米政策の再編過程を検討した。日本政府の本土米供与の構想に対抗してアメリカは、アメリカ内の加州米関連資本の利害を反映させつつ、琉球政府に対して PL480 の提案などの介入を行った。この結果、初年度（1970 年度）の本土米供与数量は、構想当初の 8 万トンから、3 万トンへと削減された。こうした交渉は、専ら日本政府とアメリカ政府との間でなされ、琉球政府が関与する余地はほとんどなかった。とはいえ、佐藤・ニクソン会談を経て沖縄の日本への「復帰」が政治日程化すると、アメリカによる介入の強度は低下した。

以上のように、本研究では、戦後直後はアメリカの沖縄統治の安定化という政策課題、1960 年代中盤以降はアメリカや日本の余剰農産物の処理という課題が、沖縄の食糧米政策を規定づけていたことを明らかにした。琉球政府は食糧安全保障及び地域農業の振興という観点から繰り返し島内稲作保護政策を実施していったが、それらの政策は、アメリカや日本の政治的経済的利害に合致する範囲内に限られるという限界を持っていたことを明らかにした。

この研究成果は、学術上応用上寄与するところが少なくない。よって、審査委員一同は本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。